

名義後援に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人長野県観光機構(以下、「機構」という。)が機構以外の者が行う行事を名義後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、公演会、展覧会、競技会、観光展、物産展、イベント等の集会又は催し物をいう。
- (2) 名義後援 行事の趣旨に賛同し名義による信用の付与によりその開催を援助することをいう。
- (3) 主催者 行事を主催する団体をいう。

(名義)

第3条 この要領による後援の名義は「一般社団法人長野県観光機構」とする。

(主催者の承認基準)

第4条 主催者が、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 一般社団法人長野県観光機構の会員であること
 - (2) 前各号に掲げる以外の団体で、その行事の内容が特に適当と認められるもの
- 2 主催者(その構成員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。
- (1) 暴力団員又は暴力団その他の反社会的勢力である団体又は個人
 - (2) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(行事の承認基準)

第5条 行事の内容が、次に掲げるものの全てを満たすものであって、当該行事が確実に実施される見込みがあること。

- (1) 長野県のイメージアップに寄与し観光客の誘致促進が見込まれるものであること。
- (2) 長野県又は市町村等公共団体の共催・後援があること。
- (3) 特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教若しくは政治的目的のための活動と認められるものでないこと。

(承認等の手続)

第6条 後援の承認を受けようとするものは、行事が開催される30日前までに様式1により次に掲げる書類を添付して申請を行うものとする。

- (1) 行事及び主催者の名称
- (2) 主催者の定款、規約(ただし、国、地方公共団体の場合は不要。)
- (3) 行事の目的及び具体的な内容が記載された事業実施要項又はこれに類する書類
- (4) 行事に係る収支予算書
- (5) 前各号のほか行事の承認に当たり必要と認める書類

2 承認又は不承認の連絡は、メールにより通知する。

なお、申請した行事の内容に変更が生じたときには、後援の承認を受けた行事の主催者は、速やかに報告するものとする。また、重大な変更が生じたときは、様式1に準じた文書により変更申請すること。この場合、変更内容によっては承認を取り消すことができる。

3 第1項の申請又は前項の変更申請において、機構が必要と認める場合には、主催者の活動について調査するものとする。

4 第4条及び前条の規定にかかわらず、主催者に法令に違反する行為が確認されたとき、その他機構が不相当と認める場合には、後援の承認をせず、又は承認を取り消すことができる。

(実施結果の報告)

第7条 後援の承認を受けた行事の主催者は、行事の終了後30日以内に当該行事の実施結果を報告するものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年9月5日から施行する。